

パブリック・コメント送付につきまして

合同会社新宿経済研究所 代表社員社長 岡本 修
〒160-0022 東京都新宿区新宿1丁目31-7-804
TEL 03-5341-4901 / FAX 03-5341-4960
okamoto@shinjuku-keizai.com

(提出番号：201801180000462694)

日本政府 御中

この度は『【案件番号：225017031】 自己資本比率規制（第1の柱・第3の柱）に関する告示の一部改正（案）等の公表について』等につき、パブリック・コメントを送付する機会を得たことを感謝申し上げます。以下の通り、当社見解を送付しますので、ご検討またはご対応をお願い申し上げます。なお、このコメントにつきましては、当社ウェブサイト (<http://shinjuku-keizai.com>) でも公表しております。

(1) A I I Bに対するゼロ%リスク・ウェイトの付与について

中国が主導する国際開発銀行（MDB）であるアジアインフラ投資銀行（A I I B）に対し、標準的手法におけるゼロ%のリスク・ウェイト（第1条第26号ト、第60条第2項）については再考されたい。本来、銀行自己資本比率規制はBCBSによる国際合意に準拠するのが筋であることは理解するが、A I I Bにゼロ%リスク・ウェイトを付与すれば、そのことによりわが国の金融システムから巨額の資金が債券の形でA I I Bに流入し、わが国の資金で中国の「一带一路構想」を金融面で支えるという奇妙なことになりかねない。行政官庁に過ぎない金融庁が、国会決議なしにこのような重大な決定を行うことは許されない。

(2) SA-CCRモデルについて

今回の告示において、国内基準行についてはSA-CCRとCEMの選択適用を認める考えを打ち出したことを素直に評価したい。国内基準行においては無駄に複雑な計算義務を排除することは、金融行政として当然の措置である。ただし、金融機関の現場では、金融庁の規制遅延により余計な事務コストが発生する。金融庁は、BCBSルール上、昨年導入していなければならなかったSA-CCRの導入が1年遅延したことについて、国民および金融業界に対し合理的な説明をされたい。

(3) 証券化規制について

今回の告示改正案では、2018年から施行されることとなっているはずの証券化商品に関する最終規則（2016年7月11日付最終規則）について織り込まれていないが、その合理的な理由を説明されたい。

(4) 縦書き告示案について

告示案を縦書きのPDFで開示するのは控えられたい。全世界のPCモニターは縦書きで読むことを前提としていない。パブコメに出す際は、横書きのファイルを作成されたい。

以上